

2021年1月25日

各位

小野薬品健康保険組合

「医療費のお知らせ」の送付時期について

年間の「医療費のお知らせ」の発送は2月下旬を予定しています。
医療費控除で使用される方は、今しばらくお待ちください。

なお、送付先は、研究所や工場等の勤務者（一部の方を除く）については事業所あて、また、それ以外の方については、現在行っている保険証送付先調査の希望住所に送付する予定です。

※「医療費のお知らせ」は再発行できません。

万一、紛失された場合は、医療機関の「領収証等」を使用して医療費控除の申請をしてください。

<FAQ>

Q1. 「医療費のお知らせ」の発送時期が遅い。2月下旬よりも早くならないか？

A1. 医療機関を受診した場合、そのレセプトデータが健康保険組合に届くのは受診月の2か月後となっています。そのため、12月受診分のデータが届くには2月であり、年間の「医療費のお知らせ」を2月下旬に発送するスケジュールが最短となっています。これ以上短縮できません。

- ・2月上旬： 12月受診分のレセプトデータが健康保険組合に届く
- ・2月中旬： ①レセプトデータを基にして高額療養費等の返還処理を行う
②ベンダーに「医療費のお知らせ」（紙）の作成を発注
- ・2月下旬： 納品された約3,000通を事業所または送付希望先へ発送

Q2. 「医療費のお知らせ」の送付先は？

A2. 研究所や工場等の勤務者（一部は自宅等へ送付）は事業所あて送付します。
また、それ以外の方については、現在行っている保険証送付先調査の希望住所に郵送します。
なお、休職者で、送付先調査で未回答の方については、「医療費のお知らせ」のみを人事部から登録住所あて送付してもらう予定です。

Q3. 「医療費のお知らせ」を紛失した場合、何故再発行ができないのか？

A3. 「医療費のお知らせ」は全社員分を一括で作成することになっており、1人分のみを作成することができません。全社員分の作成費用（約30万円）を負担いただけるようでしたら再作成いたしますので、お申し出ください。
また、以前は紛失者からのご要望に応じて、担当者が手作業で「医療費証明」を作成していましたが、コロナ禍で在宅勤務が推奨される中で、（紛失された社員が医療費控除の煩わしい申請手続きを回避するために）担当者が出勤して、8時間前後かけてデータを加工することには協力できかねます。
「医療費のお知らせ」を紛失された方は、医療機関の領収証等で医療費控除の申請をしてください。